

緑の学校助成要綱

1. 目的

森林に興味を持つ子どもたちや学生を対象に、森林についての多様な学習の機会を提供することにより、森林の機能や役割を学び、森林を守り育てていく心と知識をはぐくみ、県民参加の森づくり活動の推進につなげるものとする。

2. 対象団体

森林環境教育活動を行う小・中・高等学校・大学及び森林・林業関係団体（以下「実施団体」という。）とする。

3. 事業対象

小・中・高等学校・大学の児童・生徒・学生等を対象として実施する以下の活動に対し助成する。

- (1) 森林の機能や役割に関する学習
- (2) 森林整備・自然観察等による体験活動を通じた学習
- (3) その他必要な活動

4. 対象経費

| 区 分 | 対 象 経 費 |
|----------|--------------------------------------|
| 報 償 費 | 指導者謝金 |
| 旅 費 | 指導者旅費の実費弁償費用 |
| 需 要 費 | 印刷製本費、消耗品費（講習会用文具等）、資材費（講習会用教材等）、その他 |
| 役 務 費 | 通信運搬費 |
| 保 険 料 | 傷害保険料 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、作業用具借上げ費 車両借上げ費 |

5. 助成金額

予算の範囲内とする。

6. 事業申請

- (1) 実施団体は前年度12月までに管内の地域振興局等に予算・事業内容を事前協議する。
- (2) 各地域振興局等は、事前協議のあった実施団体を公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会（以下「緑推」という。）へ前年度1月末までに報告する。
- (3) 実施団体は、助成申請書（別記様式）を事業実施前に緑推へ提出する。

7. 交付決定

緑推は、申請書を審査の上、助成額を決定し、文書により実施団体に通知する。

8. 実績報告

実施団体は、事業が完了したときは、完了日から30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、実績報告書（別記様式）を緑推に提出する。

なお、実績報告書には、写真（活動の様子等）及び参加者の名簿を添付する。

9. 助成金の交付

緑推は、実施報告書を審査の上、助成額を決定し、確定額を実施団体の指定口座に支払う。

10. 関係書類等について

事業に係る関係書類は2年間保存する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。